

大泉町立西中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校の教育目標

①基本目標

だれもが人間の尊さを知り、生涯に向けて学び続ける力を備え、生きがいをもって実践する態度を育てる。

②具体目標

- 1 考える（正しいことを大事にし、深く考え共に学ぶことができる）
- 2 思いやる（自分を知り、他者を正しく理解することができる）
- 3 鍛える（自らの課題を自覚し、その解決に向けて行動することができる）

(2) いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

本校では、「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組むものとする。

2 いじめの防止の取組

(1) 基本施策

- ① 集団を育て、生徒同士、生徒と教師の望ましい人間関係のもと、信頼関係を基盤とした生徒指導の充実を図る。
- ② 集団生活の基盤となる基本的生活習慣の定着、礼儀、ルールなど、規範意識の確立に努める。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- ④ 道徳の時間、特別活動をはじめ全教育活動を通して、いじめ防止活動を推進する。
- ⑤ 生徒会活動の充実をはじめ、生徒の自治的活動を支援する。

(2) 具体的取組

- ①大泉町立西中学校生徒会 いじめ防止活動年間計画

目標	生徒一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた自主的・自治的な活動に取り組むことを通して、いじめ撲滅のための実践的な態度を育てる。	
	全県の取組	本校の取組(生徒会活動等)
4月		○新入生を迎える会、生徒会認証式 ・生徒会活動の趣旨や内容の共有と自治的活動の促進を図る。
	ポスターの配布	○ポスターの掲示 ・全教室に掲示し、意識付けを図る。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	○生徒総会の開催 ・生徒会アンケート①の結果や「西中しぐさ」の発表を通し、規範意識の高揚や思いやりの心を育む。 ・結果をもとにいじめ防止について学級で話し合う。 ・学級活動、道徳の実施
	いじめ問題連絡会議①	○のぼり旗を活用したあいさつ運動(毎週木曜日登校時) ○学年行事を通して、人間関係の円滑化を図る。
6月		○学校行事を通して、人間関係の円滑化を図る。
7月		
8月		○いじめ防止標語・ポスター・作文募集(人権作品として)
9月		
10月	いじめ防止フォーラム	○本校の活動計画の発表、意見交換 生徒会本部役員1名が参加 ○学校行事を通して、人間関係の円滑化を図る。
11月		○いじめ防止に関する意見を全校に紹介する。
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	○人権週間(いじめ防止に特化) ・校長講話、作文発表 ・人権啓発ビデオ
		○生徒会アンケート②の実施 ・1回目との比較をし、成果と課題について学級で話し

		合う。 ・学級活動、道徳の実施
1月	市町村別いじめ防止 こども会議	○実践発表、意見交換
2月	いじめ問題連絡会議② いじめ対策の取組状況 調査	○学年行事を通して、人間関係の円滑化を図る。 ○振り返り ・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。
3月		

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等の実施

- ・生徒対象いじめアンケート調査(学校生活アンケート) 月1回
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

イ いじめ相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用

ウ 職員研修の実施

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒・保護者への啓発活動として、情報モラル講演会を行う。

(3) いじめ防止のための組織体制

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭
(必要に応じ、スクールカウンセラー、学年主任)

<開催>

週1回月曜日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<いじめに対する対応>

ア いじめの相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行っ

た生徒への指導とその保護者への指導を行う。

ウ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、関係機関と連携を図り、対処する。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

○いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

② 重大事態発生時の迅速な対応

- ・学校は、重大事態が発生した時は、大泉町教育委員会を通じて速やかに大泉町長に報告する。
- ・学校から重大事態の報告があったときは、大泉町教育委員会は学校と連携し速やかに調査を進める。

③ 学校の取り組み

大泉町教育委員会の指導のもと、調査組織を設置する。調査組織の構成は、学校が設置する「いじめ防止委員会」を基本として、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を加えるなどして、当該調査の公平性、中立性を確保する。

【調査】

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、調査によって明らかになった事実や関係について、情報を適切に提供する。
- ・アンケートを実施する。(アンケートを実施する場合には、いじめられた生徒や保護者に提供する場合を念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じる。)

～「事実関係を可能な限り網羅的に明確にする」とは～

①いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか。

②いじめが発生した背景としてどのような問題があったか。

③学校・教職員がどのように対応したか。

※学校が主体で調査を行う時は、必要に指導・適切な支援を行う。

※この調査は、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

【措置】

・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめを行った生徒に対し、別室授業や出席停止などの必要な措置を弾力的に行う。

④ 教育委員会、大泉町の取り組み

大泉町教育委員会は、附属機関「大泉町いじめ問題調査委員会」に依頼し、調査を実施する。

大泉町は、大泉町いじめ問題調査委員会の調査結果の報告を受けた後、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のため必要がある時は、再調査を行う。その後、再調査の結果を踏まえ、町の権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

⑤ 再調査を実施したときの措置

個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、調査結果を町議会に報告する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）